

(4)年度別予算状況

【表 2.2.1 の 6】 年度別予算状況と財源内訳

(単位:千円)

		件 数			金 額			財 源 内 訳			
		国公立	私 立	計	国公立	私 立	計	高等学校等 修学支援基 金繰入金	高校生等修 学支援事業 交付金	高等学校等 修学資金元 金収入	一般財源
22年度	当初予算	2,960	3,249	6,209	575,333	1,115,982	1,691,315	158,864	562,682	442,134	527,635
	決 算	2,755	3,237	5,992	533,183	1,091,275	1,624,458	157,433	561,901	439,444	465,680
23年度	当初予算	2,960	3,452	6,412	580,003	1,187,406	1,767,409	117,136	480,943	501,175	668,155
	決 算	2,593	3,226	5,819	506,595	1,097,092	1,603,687	117,136	499,570	537,427	449,554
24年度	当初予算	2,632	3,436	6,068	517,402	1,175,659	1,693,061	137,303	416,303	620,432	519,023
	決 算	2,442	3,320	5,762	473,338	1,123,522	1,596,860	107,834	416,303	637,501	435,222
25年度	当初予算	2,369	3,487	5,856	470,925	1,204,664	1,675,589	107,834	280,491	680,954	606,310
	決 算	2,171	3,359	5,530	424,348	1,138,372	1,562,720	130,313	279,759	754,228	398,420
26年度	当初予算	1,874	2,899	4,773	424,383	1,138,467	1,562,850	122,927	167,255	809,102	463,566

当初予算

22年度	修学金	2,593	2,867	5,460	556,983	1,020,482	1,577,465
	支度金	367	382	749	18,350	95,500	113,850
	計	2,960	3,249	6,209	575,333	1,115,982	1,691,315
23年度	修学金	2,620	3,047	5,667	563,003	1,086,156	1,649,159
	支度金	340	405	745	17,000	101,250	118,250
	計	2,960	3,452	6,412	580,003	1,187,406	1,767,409
24年度	修学金	2,351	3,015	5,366	503,352	1,070,409	1,573,761
	支度金	281	421	702	14,050	105,250	119,300
	計	2,632	3,436	6,068	517,402	1,175,659	1,693,061
25年度	修学金	2,123	3,025	5,148	458,625	1,089,164	1,547,789
	支度金	246	462	708	12,300	115,500	127,800
	計	2,369	3,487	5,856	470,925	1,204,664	1,675,589

【表 2.2.1 の 6】 のとおり、いずれの年も決算金額は当初予算の範囲内に収まっていることが把握できる。また、国公立高校の決算金額は減少傾向にあるのに対して、私立高校はほぼ横ばい状態であり、平成 25 年度の決算金額においては、私立高校が 7 割以上を占めている。

なお、財源内訳の一般財源は京都府が負担している財源である。

(5)学校別貸与件数・金額

【表 2.2.1 の 7】平成 25 年度 学校別貸与件数・金額の内訳

(単位：千円)

連番	高校別	国公立・私立別	貸与件数	実人員	生徒数	利用率	貸与額
1	A	私立	418	322	1,277	25.2%	129,810
2	B	私立	250	201	660	30.5%	78,220
3	C	私立	245	198	724	27.3%	76,896
4	D	私立	240	187	672	27.8%	72,770
5	E	私立	189	154	1,248	12.3%	58,046
6	F	私立	180	142	767	18.5%	55,030
7	G	私立	117	95	519	18.3%	36,954
8	H	私立	111	99	559	17.7%	36,480
9	I	私立	113	92	1,327	6.9%	35,960
10	J	私立	113	90	830	10.8%	35,590
①	1～10計		1,976	1,580	8,583	18.4%	615,756
②	京都府全体計		5,531	4,936	71,047	6.9%	1,562,720
①／②	1～10計が京都府全体に占める割合		35.7%	32.0%	12.1%	/	39.4%

【表 2.2.1 の 7】のとおり、貸与額上位 10 校のすべてが私立高校である。また、上位 10 校のすべてにおいて、利用率が京都府全体の利用率を大きく上回っているのが特徴と言える。特に、上位 4 校については、利用率が 25%を上回っており、実に 4 人に 1 人が本制度を利用している点が特筆すべき事項である。

2.2.2 返還状況

(1)高等学校等修学資金貸付返還金の返還実績

【表 2.2.2 の 1】高等学校等修学資金貸付返還金の返還実績の推移

平成26年5月末現在

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収入率	収入済額累計
14年度	現年度分					0
	過年度分					
	計	0	0	0		
15年度	現年度分	4,525	918	3,607	20.3%	918
	過年度分			0		
	計	4,525	918	3,607	20.3%	
16年度	現年度分	4,010	3,728	282	93.0%	4,646
	過年度分	3,607		3,607	0.0%	
	計	7,617	3,728	3,889	48.9%	
17年度	現年度分	55,660	21,853	33,807	39.3%	26,562
	過年度分	2,887	64	2,823	2.2%	
	計	58,547	21,917	36,630	37.4%	
18年度	現年度分	86,465	76,335	10,130	88.3%	104,084
	過年度分	22,829	1,187	21,642	5.2%	
	計	109,294	77,522	31,772	70.9%	
19年度	現年度分	184,841	153,662	31,180	83.1%	261,299
	過年度分	24,962	3,552	21,410	14.2%	
	計	209,803	157,214	52,589	74.9%	
20年度	現年度分	294,564	242,095	52,470	82.2%	508,382
	過年度分	50,183	4,989	45,194	9.9%	
	計	344,748	247,084	97,664	71.7%	
21年度	現年度分	416,722	339,320	77,402	81.4%	854,154
	過年度分	97,664	6,452	91,212	6.6%	
	計	514,385	345,772	168,614	67.2%	

22年度	現年度分	534,217	432,614	101,604	81.0%	1,293,598
	過年度分	168,614	6,830	161,783	4.1%	
	計	702,831	439,444	263,387	62.5%	
23年度	現年度分	641,142	524,800	116,343	81.9%	1,831,026
	過年度分	263,387	12,628	250,759	4.8%	
	計	904,529	537,428	367,102	59.4%	
24年度	現年度分	747,499	623,048	124,452	83.4%	2,468,527
	過年度分	364,945	14,453	350,492	4.0%	
	計	1,112,445	637,501	474,943	57.3%	
25年度	現年度分	859,383	731,183	128,200	85.1%	3,222,755
	過年度分	451,839	23,045	428,794	5.1%	
	計	1,311,222	754,228	556,994	57.5%	

※過年度調定額の減は、債務承認分の調定取消

調定累計	3,779,749	3,222,755
------	-----------	-----------

【表 2.2.2 の 1】によると、現年度分は調定額が増加した平成 18 年以降においては継続して 80%以上の収入率を維持しており、これらの修学生に対しては、本制度が有効に活用されているのが理解できる。しかしながら、過年度分になると平成 18 年度以降は平成 19 年度と 20 年度を除いて、収入率は大体 5%前後で推移しており、極端に低下していることは特筆すべき事項である。

また、表の欄外に「過年度調定額の減は、債務承認分の調定取消」と注意書きの記載があるのは、いったん滞納の発生により過年度分になっても、修学生が債務承認をすれば、過年度分が現年度分と未調定額に振り替える仕組みになっているためである。よって、過年度分の調定額は債務承認もされていない債権となり、極端に収納率が悪化している要因になっていると考えられる。

(2)高等学校等修学資金過年度過払戻入金の返納実績

【表 2.2.2 の 2】 高校生等修学支援事業における過年度過払戻入金の返納実績の推移

平成26年5月末現在

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額	収入率	収入済額累計
14年度	現年度分					0
	過年度分					
	計	0	0	0		
15年度	現年度分	60	0	60	0.0%	0
	過年度分			0		
	計	60	0	60	0.0%	
16年度	現年度分	1,947	795	1,152	40.8%	795
	過年度分	60		60	0.0%	
	計	2,007	795	1,212	39.6%	
17年度	現年度分	3,848	1,264	2,584	32.9%	2,059
	過年度分	1,152	0	1,152	0.0%	
	計	5,000	1,264	3,736	25.3%	
18年度	現年度分	7,644	3,625	4,019	47.4%	5,728
	過年度分	3,736	44	3,692	1.2%	
	計	11,379	3,669	7,711	32.2%	
19年度	現年度分	2,890	1,358	1,532	47.0%	7,263
	過年度分	7,571	177	7,394	2.3%	
	計	10,461	1,535	8,926	14.7%	
20年度	現年度分	2,947	1,638	1,308	55.6%	9,201
	過年度分	8,926	300	8,626	3.4%	
	計	11,873	1,938	9,934	16.3%	
21年度	現年度分	3,403	1,351	2,052	39.7%	10,746
	過年度分	9,934	194	9,740	2.0%	
	計	13,337	1,545	11,792	11.6%	

22年度	現年度分	3,306,050	800,050	2,506,000	24.2%	11,606,400
	過年度分	11,732,200	60,500	11,671,700	0.5%	
	計	15,038,250	860,550	14,177,700	5.7%	
23年度	現年度分	4,049,300	182,600	3,866,700	4.5%	11,883,000
	過年度分	14,177,700	94,000	14,083,700	0.7%	
	計	18,227,000	276,600	17,950,400	1.5%	
24年度	現年度分	3,102,250	682,500	2,419,750	22.0%	12,908,250
	過年度分	17,950,400	342,750	17,607,650	1.9%	
	計	21,052,650	1,025,250	20,027,400	4.9%	
25年度	現年度分	2,773,000	932,500	1,840,500	33.6%	13,909,750
	過年度分	19,901,400	69,000	19,832,400	0.3%	
	計	22,674,400	1,001,500	21,672,900	4.4%	

※過年度調定額の減は、債務承認分の調定取消

調定累計	35,582,650	13,909,750
------	------------	------------

過年度過払戻入金は、中途退学した修学生等の支給対象外となった者に対して、事務手続や把握時期等の時間差により、過払した奨学金である。よって、修学生は返還するのが困難な状況にあることが推測される。実際に平成21年度以降においては、現年度分であっても収納率が40%を切っており、予想される結果が顕著に表れているものと考えられる。

(3)未納人数と未納金額

【表 2.2.2 の 3】 未納人数と未納金額の推移

年度	未納					
	人数			額（円）		
	現年	過年度	計 (実人数)	現年	過年度	計
15年度	3	0	3	391,250	0	391,250
16年度	14	3	16	179,906	391,250	571,156
17年度	116	7	118	12,723,984	507,356	13,231,340
18年度	441	72	476	9,977,094	12,043,890	22,020,984
19年度	693	313	754	30,667,754	18,468,624	49,136,378
20年度	1,124	632	1,217	51,772,854	44,147,188	95,920,042
21年度	1,563	1,068	1,749	75,756,169	89,481,027	165,237,196
22年度	1,960	1,545	2,237	98,800,904	157,901,906	256,702,810
23年度	2,261	1,923	2,645	113,046,870	244,132,749	357,179,619
24年度	2,514	2,345	3,109	124,451,520	342,726,204	467,177,724
25年度	2,584	2,481	3,228	128,199,774	428,794,129	556,993,903

※平成25年度末時点で調定取消済の案件を除外

【表 2.2.2 の 3】のように、未納の人数および未納の金額は増加の一途をたどっており、この傾向は平成 34 年以降まで継続すると想定されている。ここで問題となるのが未納に対しての取扱についてであり、そもそも奨学金の原資が公金であるため、公平性の観点などから、安易な不納欠損処分が行えないことである。

しかしながら、ここまで未納人数が増加すると、滞納管理に要する人員の増員やコストの増加が喫緊の課題となる。よって、費用対効果の観点等を勘案すると、早期に適切な処理方法を検討する必要性が生じていると考える。

(4)返還完了者、返還免除、不納欠損

【表 2.2.2 の 4】 返還完了者、返還免除、不納欠損の推移

年度	返還完了者	返還免除		不納欠損	
	人数	人数	額 (円)	人数	額 (円)
H15	13	0	0	0	0
H16	11	0	0	0	0
H17	36	0	0	0	0
H18	78	0	0	0	0
H19	119	0	0	0	0
H20	189	0	0	0	0
H21	280	0	0	0	0
H22	372	0	0	0	0
H23	531	0	0	0	0
H24	637	0	0	0	0
H25	810	0	0	0	0

【表 2.2.2 の 4】のように、返還完了者は順次増加している一方で、返還免除および不納欠損はいずれも発生していない。これは返還の期間が返還開始時期から起算して、20 年以内（修学支度金は 7 年以内）と長期になっており、これまで時効が完成した案件がないことと、返還が困難になった場合にも、まずは債務承認や返還の猶予が行われているためである。

しかしながら、制度創設から相当期間が経過しており、未納の人数および未納の金額が著しく増加しているため、今後新たに発生する返還免除や不納欠損処分について、適時・適切に処理する必要性が生じていると考える。

(5)貸与修了者の在学猶予申請状況

【表 2.2.2 の 5】平成 25 年 3 月貸与修了者の平成 25 年度中の
在学猶予申請状況

貸与修了者数	在学猶予申請者数	猶予申請率
1,575	465	29.5%

猶予期間	人数
6 年	2
4 年	249
3 年	27
2 年	157
1 年	30

【表 2.2.2 の 5】のように、貸与修了者のうち、約 3 割程度が進学等による猶予申請を行っていることが把握できる。猶予期間が 2 年と 4 年の申請者が多いのは、2 年の申請者は短期大学や各種専門学校、4 年の申請者は 4 年制の大学への進学のためと推測される。

(6)平成 25 年度中の返還猶予

【表 2.2.2 の 6】平成 25 年度中の返還猶予の内訳

猶予事由	債権数	実人数	猶予額（円）
在学猶予	2,789	2,046	1,705,015,700
失業中	67	46	40,116,500
その他	10	7	6,552,400
生活保護	78	44	34,272,150
卒業後未就職	109	74	65,686,500
進学準備中	45	34	30,072,300
疾病・負傷	42	24	25,577,200
低所得等	10	6	5,964,600
総計	3,150	2,281	1,913,257,350

【表 2.2.2 の 6】は平成 25 年度中の返還猶予の事由についての内訳である。京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 15 条によれば、下記のいずれかに該当すれば、返還を猶予することができる。

- ①修学生が高等学校等、短期大学、大学、大学院、専修学校（専門課程に限る。）その他これらに相当する教育機関に在学するとき。
- ②修学生が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由によって返還が著しく困難な状況にあると認められるとき。

①の場合はその事由を返還猶予の期間とされ、②の場合は 1 年を超えない期間とし、さらにその事由が継続するときは 1 年を超えない範囲においてその都度、返還猶予の期間を延長することができる」とされている。

確かに、①については在学中ということであり理解できる。しかしながら、②の場合は結局のところ該当理由により、いつまでも猶予期間を延長することが可能であり、かえって未収債権の適切な対応を遅延させる要因になって

いると考えられる。

(7)国公立・私立高校別の未納額・未納率

【表 2.2.2 の 7】国公立・私立高校別の未納額・未納率の内訳

(単位：千円)

区分	既調定額	未納額	未納率
国公立	1,597,226	169,423	10.6%
私立	2,843,451	471,472	16.6%
計	4,440,677	640,895	14.4%

※平成27年1月13日時点

【表 2.2.2 の 7】は、平成 27 年 1 月 31 日時点における過年度を含む全ての調定額と全ての未納額を国公立高校と私立高校に区分して集計したものである。

【表 2.2.2 の 7】のとおり、未納額の 7 割以上が私立高校の修学生に対するものであり、未納率も私立高校の方が 6 ポイント程度高いことが把握できる。

(8)学校別未納率

【表 2.2.2 の 8】 学校別未納額・未納率の内訳

(単位：千円)

連番	高校別	国公立・私立別	既調定額	未納額	未納率
1	ア	私立	283,880	51,472	18.1%
2	イ	私立	169,960	34,460	20.3%
3	ウ	私立	189,702	33,556	17.7%
4	エ	私立	133,944	32,258	24.1%
5	オ	私立	158,105	32,133	20.3%
6	カ	私立	171,917	23,135	13.5%
7	キ	私立	76,765	21,804	28.4%
8	ク	私立	133,804	21,089	15.8%
9	ケ	私立	138,095	15,394	11.1%
10	コ	私立	78,735	14,096	17.9%
①	1～10計		1,534,911	279,401	18.2%
②	京都府全体計		4,440,677	640,895	14.4%
①／②	1～10計が京都府全体計に占める割合		34.6%	43.6%	

※平成27年1月13日時点

【表 2.2.2 の 8】 は平成 27 年 1 月 31 日時点における過年度を含む全ての調定額と全ての未納額を高校別に集計したものである。

【表 2.2.2 の 8】 のとおり、未納額の上位 10 位をすべて私立高校が占めていることが分かる。

また、上位 10 校の既調定額計が京都府全体計に占める割合が 34.6%なのに対して、未納額では 43.6%と 9 ポイントも上回っており、上位 10 校においては、未納が発生する可能性がかなり高いことが分かる。さらに、上位 10 校においては、京都府全体計の未納率 14.4%を、2 校を除く 8 校が上回っており、このうち 4 校が 20%を上回っている点が特筆すべき事項である。

2.2.3 返還のシミュレーション

【表 2.2.3 の 1】 現年度収納率 86.1%、過年度収納率 6.1%の返還シミュレーション

(単位：千円)

		17	18	19	20	21	22	23	24	25
現年度	調定額	55,659	86,464	184,841	294,564	416,721	534,217	641,142	747,499	859,383
	収入額	21,852	76,334	153,661	242,094	339,320	432,613	524,799	623,047	731,183
	収入率	39.3	88.3	83.1	82.2	81.4	81.0	81.9	83.4	85.1
	未納額	33,806	10,130	31,179	52,469	77,401	101,603	116,342	124,451	128,199
過年度	調定額	2,887	22,829	24,961	50,183	97,663	168,613	263,386	364,945	451,838
	収入額	63	1,187	3,552	4,989	6,451	6,830	12,627	14,453	23,044
	収入率	2.2	5.2	14.2	9.9	6.6	4.1	4.8	4.0	5.1
	未納額	2,823	21,641	21,409	45,193	91,211	161,783	250,759	350,491	428,794
現年度 + 過年度	調定額	58,546	109,294	209,803	344,747	514,385	702,830	904,529	1,112,444	1,311,221
	収入額	21,916	77,522	157,214	247,083	345,771	439,443	537,427	637,501	754,228
	収入率	37.4	70.9	74.9	71.7	67.2	62.5	59.4	57.3	57.5
	未納額	36,630	31,771	52,589	97,663	168,613	263,386	367,101	474,943	556,993
		26	27	28	29	30	31	32	33	34
現年度	調定額	959,383	1,059,383	1,159,383	1,259,383	1,359,383	1,459,383	1,559,383	1,659,383	1,759,383
	収入額	826,028	912,128	998,228	1,084,328	1,170,428	1,256,528	1,342,628	1,428,728	1,514,828
	収入率	86.1	86.1	86.1	86.1	86.1	86.1	86.1	86.1	86.1
	未納額	133,354	147,254	161,154	175,054	188,954	202,854	216,754	230,654	244,554
過年度	調定額	556,993	656,371	763,587	878,162	999,648	1,127,624	1,261,693	1,401,484	1,546,648
	収入額	33,976	40,038	46,578	53,567	60,978	68,785	76,963	85,490	94,345
	収入率	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
	未納額	523,017	616,332	717,008	824,594	938,670	1,058,839	1,184,730	1,315,994	1,452,302
現年度 + 過年度	調定額	1,516,376	1,715,754	1,922,970	2,137,545	2,359,031	2,587,007	2,821,076	3,060,867	3,306,031
	収入額	860,005	952,167	1,044,807	1,137,896	1,231,407	1,325,313	1,419,592	1,514,219	1,609,174
	収入率	56.7	55.5	54.3	53.2	52.2	51.2	50.3	49.5	48.7
	未納額	656,371	763,587	878,162	999,648	1,127,624	1,261,693	1,401,484	1,546,648	1,696,856
貸付予想額	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	
交付金	167,255	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金	122,927	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	412,662	610,682	518,042	424,953	331,442	237,536	143,257	48,630	-46,324	

※現年度の収入率は86.1%、過年度の収入率は6.1%で試算している。

※現年度の調定額は、2,000名の新規返還者（平均3年間総額100万円貸付）が20年で均等返済したとして試算すると、毎年度1億円ずつ返還額が増額される。

【表 2.2.3 の 1】 は、平成 26 年度以降を現年度収納率 86.1%、過年度収納率 6.1%で試算した場合の返還シミュレーションである。試算に用いた収納

率は、平成 25 年度の実績に現年度と過年度の収納率にそれぞれ 1 ポイント加算したものであり、現状よりも収納率が若干改善されたとの想定によるものである。このシミュレーションによると、平成 34 年度には未納額が約 17 億円相当となり、平成 25 年度の未納額の約 3 倍となる。また、この額は平成 34 年度の貸付予想額を上回っており、現年度調定額にせまる額にまでなっている。

【表 2.2.3 の 2】 現年度収納率 85.1%、過年度収納率 5.1%の返還シミュレーション

(単位：千円)

		17	18	19	20	21	22	23	24	25
現年度	調定額	55,659	86,464	184,841	294,564	416,721	534,217	641,142	747,499	859,383
	収入額	21,852	76,334	153,661	242,094	339,320	432,613	524,799	623,047	731,183
	収入率	39.3	88.3	83.1	82.2	81.4	81.0	81.9	83.4	85.1
	未納額	33,806	10,130	31,179	52,469	77,401	101,603	116,342	124,451	128,199
過年度	調定額	2,887	22,829	24,961	50,183	97,663	168,613	263,386	364,945	451,838
	収入額	63	1,187	3,552	4,989	6,451	6,830	12,627	14,453	23,044
	収入率	2.2	5.2	14.2	9.9	6.6	4.1	4.8	4.0	5.1
	未納額	2,823	21,641	21,409	45,193	91,211	161,783	250,759	350,491	428,794
現年度 + 過年度	調定額	58,546	109,294	209,803	344,747	514,385	702,830	904,529	1,112,444	1,311,221
	収入額	21,916	77,522	157,214	247,083	345,771	439,443	537,427	637,501	754,228
	収入率	37.4	70.9	74.9	71.7	67.2	62.5	59.4	57.3	57.5
	未納額	36,630	31,771	52,589	97,663	168,613	263,386	367,101	474,943	556,993
		26	27	28	29	30	31	32	33	34
現年度	調定額	959,383	1,059,383	1,159,383	1,259,383	1,359,383	1,459,383	1,559,383	1,659,383	1,759,383
	収入額	816,434	901,534	986,634	1,071,734	1,156,834	1,241,934	1,327,034	1,412,134	1,497,234
	収入率	85.1	85.1	85.1	85.1	85.1	85.1	85.1	85.1	85.1
	未納額	142,948	157,848	172,748	187,648	202,548	217,448	232,348	247,248	262,148
過年度	調定額	556,993	671,535	795,135	927,331	1,067,685	1,215,781	1,371,224	1,533,640	1,702,672
	収入額	28,406	34,248	40,551	47,293	54,451	62,004	69,932	78,215	86,836
	収入率	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
	未納額	528,587	637,286	754,583	880,037	1,013,233	1,153,776	1,301,292	1,455,424	1,615,836
現年度 + 過年度	調定額	1,516,376	1,730,918	1,954,518	2,186,714	2,427,068	2,675,164	2,930,607	3,193,023	3,462,055
	収入額	844,841	935,783	1,027,186	1,119,028	1,211,286	1,303,939	1,396,967	1,490,350	1,584,071
	収入率	55.7	54.1	52.6	51.2	49.9	48.7	47.7	46.7	45.8
	未納額	671,535	795,135	927,331	1,067,685	1,215,781	1,371,224	1,533,640	1,702,672	1,877,984
貸付予想額	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	1,562,850	
交付金	167,255	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金	122,927	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	427,826	627,066	535,663	443,821	351,563	258,910	165,882	72,499	-21,221	

※現年度の収入率は85.1%、過年度の収入率は5.1%で試算している。

※現年度の調定額は、2,000名の新規返還者（平均3年間総額100万円貸付）が20年で均等返済したとして試算すると、毎年度1億円ずつ返還額が増額される。

【表 2.2.3 の 2】 は、平成 26 年度以降を現年度収納率 85.1%、過年度収納率 5.1%で試算した場合の返還シミュレーションである。試算に用いた収納率は、平成 25 年度の実績と同様の現年度・過年度の収納率を用いており、現状が継続するとの想定によるものである。このシミュレーションによると、

平成 34 年度には未納額が約 19 億円にせまる額となり、平成 25 年度未納額の約 3.4 倍となる。また、この額は平成 34 年度の貸付予想額のみならず、現年度調定額をも上回る額にまでなっている。

また、シミュレーションに用いる想定収納率が、それぞれ 1 ポイント変更するだけで、平成 34 年度の未納額には 2 億円近くの差異を生じさせていることが分かる。いかに、収納率の向上が重要であるかについて、理解できる結果である。

2.2.4 全国の状況

(1) 各都道府県に対する交付金の交付額の実施状況調査

【表 2.2.4 の 1】 各都道府県に対する交付金の交付額

(単位:千円)

都道府県名	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	交付額計
北海道	599,515	1,245,752	1,892,986	1,915,277	1,846,435	1,777,593	9,277,558
青森県	347,664	722,422	1,096,635	1,109,548	1,069,667	1,029,786	5,375,722
岩手県	145,088	301,483	457,933	463,325	446,672	430,018	2,244,519
宮城県	246,376	511,953	776,535	785,679	757,439	729,199	3,807,181
秋田県	115,888	240,808	365,494	369,798	356,506	343,214	1,791,708
山形県	122,275	254,080	386,386	390,936	376,884	362,832	1,893,393
福島県	119,538	248,392	376,055	380,483	366,807	353,131	1,844,406
茨城県	60,225	125,144	189,333	191,563	184,677	177,792	928,734
栃木県	51,100	106,183	161,951	163,858	157,968	152,079	793,139
群馬県	43,800	91,014	137,756	139,378	134,369	129,359	675,676
埼玉県	190,713	396,290	600,835	607,910	586,060	564,209	2,946,017
千葉県	140,526	292,003	444,069	449,298	433,149	416,999	2,176,044
東京都	281,051	584,006	887,063	897,508	865,248	832,989	4,347,865
神奈川県	117,713	244,600	372,176	376,559	363,024	349,489	1,823,561
新潟県	102,200	212,366	322,058	325,851	314,139	302,426	1,579,040
富山県	19,163	39,819	60,256	60,966	58,775	56,583	295,562
石川県	27,375	56,884	86,640	87,660	84,509	81,359	424,427
福井県	36,500	75,845	116,019	117,386	113,166	108,947	567,863
山梨県	79,388	164,963	249,244	252,179	243,115	234,050	1,222,939
長野県	70,263	146,001	221,055	223,658	215,619	207,580	1,084,176
岐阜県	58,400	121,352	183,611	185,773	179,096	172,418	900,650
静岡県	72,088	149,794	228,621	231,313	222,999	214,684	1,119,499
愛知県	100,375	208,573	315,760	319,478	307,995	296,512	1,548,693
三重県	134,138	278,730	423,292	428,277	412,883	397,489	2,074,809
滋賀県	52,925	109,975	166,137	168,093	162,051	156,010	815,191
京都府	189,801	394,393	598,377	605,424	583,662	561,901	2,933,558
大阪府	1,528,443	3,176,004	4,824,848	4,881,663	4,706,197	4,530,733	23,647,888
兵庫県	314,814	654,162	994,633	1,006,345	970,173	934,002	4,874,129
奈良県	98,550	204,781	310,576	314,233	302,938	291,643	1,522,721
和歌山県	46,538	96,702	146,052	147,771	142,460	137,148	716,671
鳥取県	48,363	100,494	152,081	153,872	148,341	142,810	745,961
島根県	89,425	185,820	283,501	286,839	276,529	266,219	1,388,333
岡山県	165,163	343,198	522,222	528,371	509,379	490,388	2,558,721
広島県	268,276	557,460	847,314	857,292	826,477	795,663	4,152,482
山口県	132,313	274,938	416,802	421,710	406,552	391,394	2,043,709

徳島県	49,275	102,391	154,923	156,747	151,113	145,479	759,928
香川県	61,138	127,040	194,364	196,653	189,584	182,516	951,295
愛媛県	149,651	310,964	472,296	477,858	460,682	443,506	2,314,957
高知県	88,513	183,924	278,431	281,710	271,584	261,458	1,365,620
福岡県	536,552	1,114,920	1,694,359	1,714,311	1,652,693	1,591,074	8,303,909
佐賀県	154,213	320,445	488,003	493,750	476,003	458,256	2,390,670
長崎県	316,639	657,954	997,974	1,009,726	973,433	937,139	4,892,865
熊本県	338,539	703,461	1,067,755	1,080,328	1,041,497	1,002,666	5,234,246
大分県	212,613	441,796	669,617	677,502	653,151	628,799	3,283,478
宮崎県	330,326	686,396	1,043,867	1,056,159	1,018,197	980,235	5,115,180
鹿児島県	468,114	972,711	1,478,374	1,495,782	1,442,018	1,388,254	7,245,253
沖縄県	204,401	424,731	645,538	653,139	629,663	606,187	3,163,659
合計	9,125,947	18,963,117	28,799,807	29,138,939	28,091,578	27,044,217	141,163,605

【表 2.2.4 の 1】は、会計検査院（国家機関）による平成 23 年度決算検査報告の「各都道府県に移管された高校奨学金事業の運営について」（以下、「H23 会計検査院高校奨学金運営資料」）で公表された資料である。この資料は、平成 17 年度からの移管後に都道府県が実施する高校奨学金事業において貸与する奨学金の原資に充てるため、国から各都道県に対して交付された交付金の推移を示している。この資料によると、京都府は平成 17 年度から 22 年度までの交付額計において全国 16 位となっている。京都府は平成 26 年 10 月 1 日の推計人口では全国 13 位であり、ほぼ人口どおりの交付額水準となっていることが分かる。

なお、大阪府の交付額計が突出しているのは、過去から実施していた独自事業の影響によるものと考えられる。

(2)会計検査院による検査報告

H23 会計検査院高校奨学金運営資料では、有効性等の観点から、各都道府県において、貸与水準が機構奨学金事業に比べて大幅に低下したり、生徒の奨学金に対する需要を大きく損なったりなどすることなく、移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかなどに着眼し、【表 2.2.4 の 2】の 20 府県が交付金の交付に関する書類等を確認するなどの会計実地検査対象となっている。

【表 2.2.4 の 2】 会計実地検査対象となった 20 府県

会計実地検査対象となった20府県
京都府、大阪府、宮城県、秋田県、茨城県、神奈川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

この検査報告によると、次のような指摘が行われている。

まず、高校奨学金事業においては、返還金が奨学資金に充当されて次の奨学金の貸与へと循環していくことから、事業を継続かつ安定して運営していくためには、奨学金の回収を適切に行い、将来の奨学金を確保する必要がある。この点につき、文部科学省では機構奨学金事業における実績を考慮して、当該年度に返還期日が到来する奨学金に係る回収率（以下「当年度回収率」という。）を 84%、前年度までに返還されずに当該年度に繰り越された奨学金に係る回収率（以下「過年度回収率」という。）を 13%（返還期日が到来した翌年度から 10 か年度を経過するまで、毎年度 13%ずつ前年度に未回収となった奨学金を回収すると仮定）とし、貸与した奨学金のうち回収が著しく困難となるものが 4%程度発生すると想定し、この場合は、都道府県が別途に資金負担することなく、交付金および返還金により機構奨学金事業の貸与水準を維持しつつ、移管奨学金事業を運営していくことが可能であるとしている。これに対して、20 府県が運営している移管奨学金事業における直

近の回収率（平成 21 年度実績）についてみたところ、【表 2.2.4 の 3】のように京都府を含む 8 府県（※1）では文部科学省の試算における当年度回収率および過年度回収率を下回っており、3 県（※2）では当年度回収率のみ、1 県（※3）では過年度回収率のみ、それぞれ下回っている状況となっている。

【表 2.2.4 の 3】 当年度回収率および過年度回収率において問題がある府県

(単位：%)

		府県名	当年度回収率	過年度回収率
※1	8府県	京都府	81.4	6.6
		茨城県	77.9	2.2
		神奈川県	75.7	11.7
		長野県	69.8	10.9
		静岡県	80.9	3.2
		兵庫県	82.7	6.8
		奈良県	83.5	8.3
		福岡県	67.2	12.2
※2	3県	秋田県	73.4	—
		愛知県	76.0	—
		鹿児島県	81.7	—
※3	1県	岐阜県	—	7.4

また、会計検査院が 20 府県の運営する移管奨学金事業の将来的な収支等について試算を行った結果、【表 2.2.4 の 4】のように、貸与水準を維持していくとした場合、京都、大阪、茨城、神奈川、長野、愛知、兵庫、愛媛、福岡、長崎、熊本の各府県では、交付金及び返還金だけでは奨学資金が不足し、各府県において不足分を負担する必要があることが予測されると指摘されている。

【表 2.2.4 の 4】 各府県における移管奨学金の将来的な収支等

(単位：千円)

府県名	累計額(平成17年度～43年度)			平成17年度から平成43年度の間に各府県において負担する必要が生ずると予測される資金の金額 A-(B+C)
	貸与額 A	返還金 B	交付金 C	
宮城県	15,486,711	10,712,932	5,395,763	—
秋田県	5,941,627	5,941,627	2,538,930	—
茨城県	3,622,528	2,031,716	1,317,054	273,757
神奈川県	39,040,214	22,851,835	2,582,550	13,605,828
長野県	5,133,881	2,972,141	1,537,216	624,523
岐阜県	3,110,912	1,981,898	1,277,202	—
静岡県	3,449,597	2,018,376	1,584,306	—
愛知県	19,205,492	12,073,437	2,195,893	4,936,160
京都府	34,014,393	19,356,955	4,157,355	10,500,082
大阪府	118,751,351	80,119,539	33,502,984	5,128,827
兵庫県	41,561,810	25,017,819	6,903,984	9,640,006
奈良県	4,505,401	2,776,900	2,158,154	—
岡山県	10,993,093	7,449,521	3,623,659	—
広島県	10,323,910	6,858,077	5,882,272	—
愛媛県	14,102,846	9,460,177	3,279,873	1,362,794
高知県	6,021,623	4,115,795	1,936,333	—
福岡県	104,481,509	60,543,807	11,763,489	32,174,212
長崎県	24,185,914	16,981,189	6,934,487	270,236
熊本県	26,106,528	18,117,367	7,417,076	572,084
鹿児島県	33,495,458	23,278,831	10,263,560	—

※各項目においては端数整理を行っているため、計算しても数値が一致しないことがある。

さらに、会計検査院の試算では、返還期日が到来している奨学金が年度の経過に伴って累積すると予想されることから、当該年度に回収すべき奨学金の総額(当該年度に返還期日が到来する奨学金の額と前年度末の未返還残高との合計額)に対する当該年度末の未返還残高の比率(以下「未返還残高比率」という。)についても検討したところ、【表 2.2.4 の 5】のように京都府を含む 8 府県においては、平成 43 年度末の未返還残高比率が 60%を超えることが予測されると指摘されている。

【表 2.2.4 の 5】未返還残高比率において問題がある府県

(単位：%)

	府県名	未返還残高比率
8府県	京都府	70.8
	茨城県	81.3
	神奈川県	69.0
	長野県	75.2
	静岡県	77.2
	兵庫県	69.0
	奈良県	65.8
	福岡県	75.1

このように、京都府は会計検査院の検査報告において、高校奨学金事業の運営における問題点を指摘されている。この検査報告による検査対象は 20 府県ではあるが、他府県と比較して奨学金の返還に問題を抱えていることが推察できる。

これは、京都府では世帯収入が高い場合は金融機関利用とし、世帯収入が低い場合のみが直接貸与していることや、成績要件や人数制限を設けずに貸付を行っていることも、返還についての指標を低下させる要因になっていると考えられる。

2.3 事業実施体制

京都府における、高校生等修学支援事業の平成 26 年度における担当部署は高校教育課修学支援担当である。高校教育課修学支援担当は京都府職員 8 名（副課長 2 名、主査 2 名、副主査 2 名、主事 2 名と臨時職員 2 名）で構成されている。このうち、返還業務に従事する職員は、京都府職員 3 名、臨時職員 1 名の計 4 名である。高校生等修学支援事業は平成 14 年度の制度創設以降（平成 17 年度には「日本育英会奨学金」が移管される）、返還期間が長期であるため、返還義務者数は増加の一途をたどっており、業務量が増大している。また、返還業務においては、返還に関して様々な相談事項等もあり、

その制度趣旨から、きめ細やかな対応が求められており、業務の効率化のみを追求できないといった事情もある。

また、そもそも京都府が本制度の運営主体となっていること自体に疑問がある。本制度は貸与型の奨学金制度であり、貸与や返還といった業務には相当の経験やノウハウが必要で、専門性が強く求められる業務である。しかしながら、京都府のように、頻繁に人事異動が実施されるような職場環境において、果たして十分な専門性を備えられるかについて問題があると考えられる。また、本制度の対象は低所得の世帯であり、貸与に関して十分な担保や保証も得られない状況も、より一層の業務負担の増加になっていると考えられる。

2.3.1 債権回収事務の状況

職員一人当たりの返還義務者数は 2,400 人、職員一人当たりの返還義務額は 186,875 千円であり、これは他府県と比較しても負担割合は高い方であると京都府では認識している。今後 10 年程度は返還者数が増加の一途をたどるのは明らかであり、この業務負担の取扱について早急の対策が必要となる。

ただし、本制度はセーフティーネットの役割も担っていることから、業務の効率性のみを追求するのも問題があり、大変難しい課題となっている。

2.3.2 収納率向上の取組

高校教育課では平成 25 年度から、滞納者を 5 分類に区分し、【表 2.3.2 の 1】のように分類別に応じた取組を始めている。【表 2.3.2 の 1】③の取組内容に記載されている弁護士委任は、平成 25 年度から実施されており、京都府からの文書・電話催告に反応がなく、5 年以上の納付・折衝が無い、未納額が 20 万円以上の滞納者を対象に債権回収を依頼し、一定の効果（12 人中 4 人が分納合意）を上げている。

また、その他にも【表 2.3.2 の 2】の取組を行っている。この表の③に記載されている外部委託は平成 22 年度から実施されており、その業務内容を拡大しようとするものである。外部委託により一定の効果が期待されるもの

と考えるが、ここに記載されている貸付業務については、監査人も業務の流れをレビューしたが、形式的な確認作業が多い。返還業務については個別的対応業務(返還相談等)が多く、外部委託できる業務の内容は限られている。なお、平成22年度の外部委託開始以降における委託契約額の推移は【表2.3.2の3】のとおりである。

高校教育課ではこれらの取組により、現年度収納率86.1%(平成25年度実績85.1%)、過年度収納率6.1%(平成25年度実績5.1%)の回収目標を掲げている。

【表2.3.2の1】滞納者の分類別に応じた取組

区 分	取組内容
①一括返還困難	○債務承認⇒分割納付
②返済困難 (生活困窮者の対応)	○返還猶予制度の案内、対応相談 ○債務承認⇒履行延期の特約等(無資力者の認定)⇒免除
③悪質 (悪質者の対応)	○サービサー(債権回収業者)による訪問催告 ○弁護士委任による債権整理・回収 ○法的措置の検討(支払督促、訴訟)
④自己破産	○本人・保証人ともに自己破産等
⑤要調査 (行方不明者の対応)	○住民票調査 ○職員、サービサーによる訪問、現地確認 ○行方不明者の認定⇒債権管理条例による債権放棄

【表2.3.2の2】その他の取組

①口座振替納付の促進	○口座振替納付の取扱金融機関の拡大 従来、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫⇒ゆうちょ銀行、JA京都を追加予定
②コンビニ収納の導入	○コンビニ収納を開始予定
③外部委託の有効活用	○貸付業務の外部委託を開始 ○返還業務の外部委託を開始(督促発付、納入通知、振替不能のお知らせ等)

【表 2.3.2 の 3】 文書・電話催告外部委託の委託契約額の推移

年度	委託契約額	延べ文書催告件数	延べ電話催告件数	備考
22	415,012 円	479 件	972 件	試行実施
23	4,315,500 円	4,964 件	13,224 件	
24	7,835,100円	17,879件	28,327件	
25	3,504,480円	14,556件	30,426件	
26	4,854,600円	契約上の上限 14,500件	契約上の上限 43,500件	

今後は、これまでの取組を継続するとともに、滞納額が増加している債権について、外部委託の拡大も含めた体制の強化を図り、催告や債務者からの相談への対応等を拡充していく予定である。また、悪質な滞納者には厳正な姿勢で、生活困窮者等には柔軟な姿勢で臨むなど、個々の実情に応じたきめ細やかな対応に努め、債権管理の適正化を図っていくことにしている。

2.3.3 事務の流れ

申請（予約申請、在学申請、継続申請）から、返還・滞納整理の事務の流れは、【図 2.3.3 の 1】から【図 2.3.3 の 5】のとおりである。

予約申請は中学校の在学時または高校の入学直後に申込を行う申請であり、在学申請は高校入学後に随時申込みことができる申請である。最初はこのいずれかの申請を行い、その後に継続を希望する修学生は、毎年1月以降に継続申請を行うことになる。在学申請、継続申請のいずれにおいても、貸与資格・所得基準の審査が行われることになる。審査は、世帯収入の確認が主たる実施内容であり、形式的な審査であると言える。なお、これらの申請に必要となる書類は【表 2.3.3 の 6】のとおりである。

その後、修学生は高校の最終年度または貸与終了後に借用証書、返還計画書、口座振替納付依頼書等を提出し、大学等に進学する修学生は返還猶予の申請を行うことになる。